建設委員会資料

令和６年２月２７日

都市環境部住宅課

セーフティネット住宅家賃低廉化補助制度の開始について

セーフティネット住宅のうち、住宅確保要配慮者のみが入居可能な「専用住宅」に対して家賃低廉化補助を実施することによって入居者への経済的支援を行うとともに、「専用住宅」の増加によりセーフティネット住宅の拡充を図り、安心して品川区に住み続けられるよう支援する。

　　　　　　　　　　　　　　　　記

１．家賃低廉化補助内容

(1)家賃補助限度額　　１戸当たり補助限度額月額４万円

(2)入居対象者　　　　月額所得が15万８千円以下であり、次のいずれかに該当する者

　　　　　　　　　　　①高齢者(65歳以上の単身または全員65歳以上である世帯)

　　　　　　　　　　　②障害者(身体障害者手帳:1級から４級まで、精神障害者保健福祉手帳：1級から３級まで、愛の手帳:1度から４度まで)

　　　　　　　　　　　③ひとり親世帯

(18歳に達した年度末までの子と母または父のみの世帯)

(3)補助対象期間　　　原則10年間

(上限額480万円を超えない範囲であれば最長20年間)

(4)対象住宅　　　　　 都知事が登録を認めた区内専用住宅

２．入居者要件

 (1)区内に２年以上居住していること

（2）生活保護法に規定する住宅扶助または生活困窮者自立支援法に規定する生活困窮者住居確保給付金等を受給していないこと

(3)住宅を所有していないこと　　等

３．補助額負担割合

　　　・国　　１/２(限度額２万円/戸・月)

・都　　１/４(限度額１万円/戸・月)

・区　　１/４(限度額１万円/戸・月)

４．家賃低廉化開始日　　　令和６年３月１日

５．事務の流れ

